

○京都市桃陽病院条例施行規則

昭和57年10月14日規則第79号

改正

昭和59年3月30日規則第96号
昭和61年3月27日規則第86号
平成元年2月1日規則第95号
平成4年3月31日規則第118号
平成5年4月23日規則第20号
平成6年3月31日規則第135号
平成6年9月30日規則第64号
平成9年3月24日規則第104号
平成11年11月26日規則第68号
平成13年1月4日規則第85号
平成14年9月30日規則第54号
平成14年11月29日規則第68号
平成17年3月31日規則第167号
平成18年3月31日規則第220号
平成18年9月29日規則第56号
平成20年3月31日規則第109号
平成21年3月26日規則第83号
平成29年3月31日規則第99号
令和3年7月28日規則第40号

京都市桃陽病院条例施行規則

（外来診療の受付時間及び休診日）

第1条 京都市桃陽病院（以下「病院」という。）における外来診療の受付時間及び休診日（外来診療を行わない日をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

受付時間 午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後2時30分まで

休診日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

（診察券の交付）

第2条 市長は、病院を利用しようとする者に対し、診察券（第1号様式）を交付するものとする。

（診察券の提示）

第3条 病院を利用しようとする者は、利用のつど診察券を提示しなければならない。

（入院の許可）

第4条 京都市桃陽病院条例（以下「条例」という。）第3条の規定により入院の許可を受けようとする者は、入院申込書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 病院において入院診療を受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 入院の許可は、第1項の規定による入院申込書の提出の順序及び症状を勘案して行うものとする。

（使用料等）

第5条 条例第5条第2項に規定する使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）の額は、診療報酬の算定方法（平成20年3月5日厚生労働省告示第59号）により算定した額とする。

2 条例第5条第3項に規定する使用料等（食事の提供たる療養（入院及びその療養に伴う世話その他の看護と併せて行うものに限る。以下「食事療養」という。）に係る使用料を除く。）は、別表のとおりとし、食事療養に係る使用料の額は、健康保険法第85条第2項の規定による厚生労働大臣の定める基準により算定した額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）とする。

（使用料等の納期）

第6条 使用料等（入院診療に係る使用料等を除く。）は、病院を利用する際納入しなければならない。

2 入院診療に係る使用料等は、納入の通知をした日から起算して10日を経過する日（その日が休診日に当たるときは、その日後最初に到来する休診日でない日）までに納入しなければならない。ただし、退院する場合においては、市長が特別の理由があると認めるときを除き、退院する日に納入しなければならない。

（減免）

第7条 条例第6条の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和57年10月16日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市桃陽病院条例施行規則第3条第3項の規定は、昭和57年10月25日以後の退院に係る使用料等について適用し、同日前の退院に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則(昭和59年3月30日規則第96号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月27日規則第86号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成元年2月1日規則第95号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年3月31日規則第118号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則(平成5年4月23日規則第20号)

この規則は、平成5年6月1日から施行する。

附 則(平成6年3月31日規則第135号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年9月30日規則第64号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成9年3月24日規則第104号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年11月26日規則第68号)

この規則は、平成11年12月1日から施行する。

附 則(平成13年1月4日規則第85号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年9月30日規則第54号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成14年11月29日規則第68号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(特別長期入院料に関する特例)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から平成16年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の京都市桃陽病院条例施行規則別表特別長期入院料の項の規定の適用については、同項中「基本点数」とあるのは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる字句とする。

施行日から平成15年3月31日まで	基本点数に3分の1を乗じて得た点数
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	基本点数に3分の2を乗じて得た点数

附 則(平成17年3月31日規則第167号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第220号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日規則第56号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第109号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日規則第83号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に交付を申請した診断書又は証明書に係る文書料については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月31日規則第99号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に交付を申請した診断書又は証明書に係る文書料については、なお従前の例による。

附 則(令和3年7月28日規則第40号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

別表（第5条関係）

区分		単位	金額
特別長期入院料		1日	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年9月12日厚生労働省告示第498号）第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数（その点数に1点未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数）に、10円を乗じて得た額
文書料	簡易な証明書	1通	円 600
	普通の診断書又は証明書		1,800
	特殊な診断書又は証明書		3,600
	自立支援医療費の支給認定の申請に係る診断書		3,000
その他		実費に相当する額	

備考

- 1 特別長期入院料は、厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年9月12日厚生労働省告示第495号）第2条第7号に規定する入院期間が180日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護について徴収する。
- 2 「簡易な証明書」とは、医療費の支払額又は入院日数に係る証明書その他これらに類する証明書をいう。
- 3 「普通の診断書又は証明書」とは、次に掲げる診断書又は証明書以外の診断書又は証明書をいう。
 - （1）簡易な証明書
 - （2）特殊な診断書又は証明書
 - （3）自立支援医療費の支給認定の申請に係る診断書
- 4 「特殊な診断書又は証明書」とは、既往症、治療経過又は診断の詳細に係る診断書又は証明書その他これらに類する診断書又は証明書（自立支援医療費の支給認定の申請に係る診断書を除く。）をいう。
- 5 「自立支援医療費の支給認定の申請に係る診断書」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき自立支援医療費の支給認定に係る申請をするために用いる診断書をいう。

京 都 市 桃 陽 病 院	
診 察 券	
患者番号	
氏 名	
生年月日	性別

入 院 申 込 書

(宛先)京 都 市 長	年 月 日
	申込者の氏名

京都市桃陽病院条例第3条の規定により入院を申し込みます。									
本 人	(ふりがな)			生年月日	年 月 日生	性別	☐ 男 ☐ 女		
	氏 名								
	住 所					電 話	—		
	学 校 名 及び学年	学 校		学 年	病 名				
家 族 の 状 況	☐ 父 ☐ 母 ☐ 兄(人) ☐ 姉(人) ☐ 弟(人) ☐ 妹(人) ☐ その他(人)合計(人)								
保 護 者	本人が病院に関する諸規程及び院長の指示に従うことについて責任を負います。 なお、違反したときは、退院を命じられても異議を述べません。								
	氏 名			本人との 関 係					
	住 所			電 話	—				
	緊 急 時 の 連 絡 先			電 話	—				
保 証 人	使用料及び手数料の納入について、保護者と連帯して保証します。 なお、私が転居その他異動した場合は、届け出ます。								
	氏 名			生 年 月 日	年 月 日	本 人 と の 関 係			
	住 所			電 話	—				

注 該当する□には、レ印を記入してください。